



長岡版

発行編集

長岡民主商工会

長岡市中沢167-1

☎ 33-5948

2017年

11月20日

第1884号

暴走から逡走へ？政府・与党は国会における野党の質問時間を削減しようとしています。森友・加計問題への追及から逃げようとする姑息（こそく）な企みに、心底あきれまっています。

# 「軽減税率」なんてとんでもない！インボイス制度は危険仲間を増やして、消費税増税を阻止しましょう

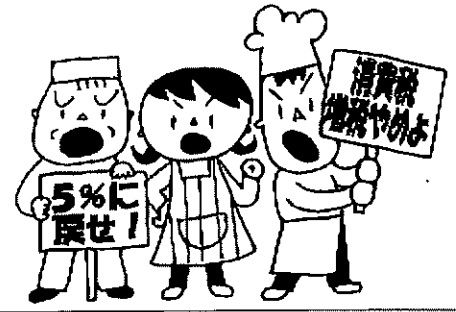
平成31年10月、消費税率10%への増税が予定され、同時に「軽減税率」が導入されることとなっています。民商の仲間を増やし、何としてもこれらを阻止しましょう。

私たち中小業者は消費税増税によって経営と家計に大打撃を被ります。さらに、「軽減税率」の導入によって消費税は複数税率となるため、事務的に大きな負担を強いられるばかりか、取引から締め出される恐れがあります。

複数税率は計算が煩雑になるため、より適正な仕入税額控除額の計算が必要との理由から、平成35年10月よりインボイス制度（消費税課税業者に、消費税額等を明記した「適格請求書」の発行を義務づける）の導入が決定されました。これを「まだ先の話」と楽観し、見過ごすことはできません。

政治が変わらなければ、販売を続ける限りは必ずこの問題に直面し、苦しむこととなります。仕入の際に支払った税額を控除するためには、「適格請求書」の保存がその条件となります。ところが、この「適格請求書」は、消費税課税業者だけが発行することができ、免税業者には発行が認められません。つまり、インボイス制度が導入されると、

軽減税率は5%に戻せ！



免税業者からの仕入は消費税の税額控除ができないうこととなります。元請けは、免税業者から仕入れると税額控除ができずに利益が減るため、課税業者から仕入れるようになるでしょう。こうなると、業者を相手に取引を行う下請けの免税業者は、取引から排除される恐れがあります。この問題に対し、ある程度の期間は免税業者からの仕入額控除を一定の割合で認めるという案が示されていますが、免税業者が不利になることには変わりはありません。インボイス制度が導入された場合、免税業者が取るべき対抗策は、「消費税に相当する分の」値下げをする」しかありません。そうでなければ、課税業者になるしかありません。いずれにしても死活問題となり、多くの中小業者が廃業を余儀なくされます。「軽減税率」の、何が「軽減」なのでしょう。実際は中小業者・免税業者の営業を破壊する悪法です。仲間を増やして民商を強く大きくし、消費税増税・「軽減税率」とインボイス制度の導入に反対し、断念に追い込みましょう。



**年末調整に必要なものは？ 準備学習会のおしらせ**

日時 11月21日(火) 昼1時～

会場 長岡民商事務所

必要な書類や手順など、年末調整の準備について学習します。とくに、今回初めて年末調整を行う事業所や、まだ慣れていない場合はぜひお越しください。

**共済会大腸がん検診 208人が受診**

先日実施した共済会大腸がん検診は208人の方が受診しました（11月15日午前10時現在）。昨年に比べると受診者数が増えましたが（昨年度は一昨年度よりも受診者が増加）、来年度はまた増加を目指して、受診を働きかけます。

大腸がん検診は、継続して受診することによって、異常がある場合の早期発見につながります。早期の治療で完治が可能になりますから、機会を見つけて受診しましょう。今回受診しなかった方は、次の機会には受診しましょう。